

総務委員会審査日程表

日時 令和3年5月20日（木）

本会議休憩中開議

場所 第3・4委員会室

- | | | |
|----|--------|--|
| 第1 | 議案第43号 | 工事請負契約の変更について（（仮称）南流山地域図書館・児童センター建設工事） |
| 第2 | 議案第38号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第1号）） |
| 第3 | 議案第39号 | 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度流山市一般会計補正予算（第2号）） |
| 第4 | 議案第40号 | 令和3年度流山市一般会計補正予算（第3号） |
| 第5 | 議案第41号 | 専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例の一部を改正する条例） |
| | 議案第42号 | 専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例） |

議案第41号

専決処分の承認を求めることについて（流山市税条例等の一部を改正する条例）

【市民税関係】

主 な 改 正 内 容		関係条項
環境性能割の臨時的軽減の延長	環境性能割の税率を1%分軽減する臨時的軽減について、令和3年3月31日から適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までに取得したものを対象とする。	附則第10条の2の2 附則第10条の7第3項

【固定資産税関係】

主 な 改 正 内 容		関係条項
土地に係る固定資産税額の据え置き措置について	土地に係る固定資産税額の急激な上昇を抑制するための措置である負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、現行の仕組みを継続する。 その上で、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。	附則第7条 附則第8条 附則第8条の2 附則第8条の3
雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の軽減措置	特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行の日から令和6年3月31日までに特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する認定計画に基づき設置した雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を3分の1に軽減する措置を講ずる。	附則第5条の3第16項

議案第42号

専決処分の承認を求めることについて（流山市都市計画税条例の一部を改正する条例）

【都市計画税関係】

固定資産税と同様に、負担調整措置の基本的な枠組を維持しつつ、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講ずる。